

政策体系	政策No.	6	政策名	共生・協働のまちづくり			施策主管課	企画政策課	
	施策No.	4	施策名	男女共同参画の推進	重点施策		施策主管課長名	山口 昌樹	
施策関係課名	市民課、児童福祉課、総務課、生涯学習課								
1 基本計画期間(平成20年度～平成24年度)における施策の方針 男女共同参画社会の形成に向けて、「霧島市男女共同参画計画」を推進することで成果の向上を目指す。									
2 施策の目的と成果把握									
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		市民							
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A	人口	人	見込み値	127,871	128,128	128,383	128,640	128,868	129,098
			実績値	127,773	127,450	127,662	127,487	127,365	
B	事業所数 ※事業所数は、事業所・企業統計調査結果H21から経済センサス(事業所数については、最新のデータである平成18年の事業所数を採用した。)	事業所	見込み値						5,445
			実績値	4,989	4,989	5,392	5,392	5,392	
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)		男女が自らの意思によって社会に共同参画をしている。							
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)		◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)							
		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A	DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合	%	成り行き値	13.8	13.7	13.6	13.5	13.4	13.3
			目標値	13.5	13.0	12.5	11.5	11.0	10.0
			実績値	13.5	8.7	8.4	7.4	8.2	
			達成率	100%	133%	133%	136%	125%	
			結果	○	◎	◎	◎	◎	
B	社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	%	成り行き値	15.2	15.6	15.8	16.0	16.2	16.4
			目標値	17.0	18.0	19.0	21.0	23.0	25.0
			実績値	20.3	22.6	28.6	30.0	29.7	
			達成率	119%	126%	151%	143%	129%	
			結果	◎	◎	◎	◎	◎	
C	方針決定過程に参画している女性の割合	%	成り行き値	20.3	20.4	20.4	20.4	21.4	21.4
			目標値	21.0	23.0	25.0	27.0	29.0	31.0
			実績値	18.4	19.6	20.5	20.9	22.1	
			達成率	88%	85%	82%	77%	76%	
			結果	△	△	△	△	△	
D	市内の事業所における女性管理職の割合	%	成り行き値	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.5
			目標値	2.0	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0
			実績値	1.9	2.6	1.9	1.7	1.7	
			達成率	95%	130%	76%	57%	49%	
			結果	○	◎	△	△	△	
E			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)		⑥ 平成24年度の目標値設定の考え方							
・A…DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた経験のある市民の割合 ※男女共同参画に関する市民意識調査 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 ・B…社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 ・C…方針決定過程に参画している女性の割合 ※市の審議会・委員会等への女性委員、自治会、PTAに参画している女性の割合→県が依頼する女性公職参加状況調査 ・D…市内の事業所における女性管理職の割合 ※従業員30名以上の市内事業所に対するアンケートにより把握		A ・DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合については、被害者救済のための相談体制の整備を図るとともに、予防と根絶に向けた啓発活動の実施により3.9ポイントの減少を目指す。 B ・「社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合」については、男女平等の実現に向けた教育、学習の推進及び広報・啓発活動の実施により9.8ポイントの成果向上を目指す。 C ・「方針決定過程に参画している女性の割合」については、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、共に責任を担い、男女平等を実質的に実現するため、10.7ポイントの成果向上を目指す。 D ・「市内の事業所における女性管理職の割合」については、県内平均の10.3%(平成16年度)と比較するとかなり低い現状にあり、さらなる啓発向上を図ることに、2.1ポイントの成果向上を目指す。 E							

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

- 女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた体制整備を図り、誰もが安心して暮らせるようにする必要がある。
- 真の男女平等の実現に向けた教育、学習を推進する必要がある。
- 男女共同参画社会の形成に向けた意識を醸成し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進する必要がある。
- 就労の場における男女間の待遇等の格差解消を図る必要がある。
- 男女を問わず、育児や介護、その他の家庭活動を担い、仕事との両立ができるよう支援を行う必要がある。
- 条例の制定など男女共同参画を推進する体制・仕組みの充実強化を図る必要がある。

4 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ■市…霧島市男女共同参画推進条例第4条(市の責務)に基づき、男女の実質的な機会の平等を実現するための措置(積極的改善措置)を含む施策を策定・実施するとともに、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、男女共同参画の推進に取り組む。 ■県…鹿児島県男女共同参画基本計画(平成20年3月策定)に基づく取組 ■国…第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月策定)に基づく取組 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民…条例第5条(市民の責務)に基づき、あらゆる分野で性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すなど、男女共同参画の推進に関する様々な取組に努めるとともに、市が実施する施策をより効果的に推進するため、積極的に協力するよう努める。 ■事業者…条例第6条(事業者の責務)に基づき、募集・昇格等について性別により異なった取扱いがないよう配慮し、仕事と生活の調和がとれた職場環境を整備するよう努めるとともに、市が実施する施策をより効果的に推進するため、積極的に協力するよう努める。

② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- 東日本大震災という未曾有の災害と復旧・復興に向けた取組の中で、被災地や地域における男女共同参画の重要性が改めて強く認識されるようになった。
- 「日本再生の基本戦略」(平成23年12月閣議決定)等において、女性を含む全ての人が社会に参加でき、お互いに支えあう全員参加型社会の実現を目指すことが打ち出された。
- 男女共同参画に関わりの深い制度改革の動き
 - ・新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度の構築について具体的な検討が進められ、平成24年3月に「子ども・子育て支援法案」等3法案が第180回国会に提出された。
 - ・年金制度に関しては、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大や産休期間中の保険料免除等男女共同参画社会の形成に寄与する方向で制度改革のための法案が国会に提出された。
- 市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画の推進に関する取組を実施することを目的に、平成24年4月1日に「霧島市男女共同参画推進条例」を施行した。

③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?

- 男女共同参画の推進は幼少期からの教育や学習が非常に重要であるため、生涯を通じた教育や学習の場において、「男女共同参画の視点」を取り入れていく必要がある。
- 条例に掲げる基本理念を実現させるためには、市の全ての施策に「男女共同参画の視点」を取り入れるとともに、各部署が一体となって全庁横断的な取組を実施していく必要がある。
- 条例が制定されたことは喜ばしいことであるが、条例が絵に描いた餅にならないよう、今後具体的な取組を実施していく必要がある。
- DVを受けた女性が、一時的に避難できる環境整備を図ってほしい。

5 施策の現状

① 平成23年度施策の取組方針	② 平成23年度施策の取組方針の達成状況
<ul style="list-style-type: none"> ①女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済のために、関係機関との連携強化を図る。 ②政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため「霧島市女性委員登用推進要綱」による計画的な登用の促進及び関係要綱等へのクォータ制の明記を推進する。 ③男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るために広報・啓発を行う。 ④男女共同参画社会の形成に向けた意識を醸成するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、広報・啓発・教育を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ①DV被害者については、庁内関係部署及び県等の関係機関と連携して適切に対応した。(相談件数:43件)また、DV被害者支援体制の強化を図ることを目的に、庁内関係部署、人権擁護委員及び地域包括支援センター職員等を対象に、「DV被害者支援職務関係者研修」を開催した。 ②附属機関等の委員の委嘱に当たっては、積極的改善措置(例:団体に推薦依頼を行う際、女性を推薦していただくよう配慮を求める。)に取り組むよう全部署に通知した。また、条例第16条に「男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。」旨を明記した。 ③市内事業者に対し「男女共同参画に関する企業実態アンケート調査」を実施し、事業所における積極的改善措置等の取組状況等を把握するとともに、併せて、同措置等の周知・広報を実施した。 ④男女共同参画の基本理念に対する市民等の理解を深めるため、地区自治公民館を対象とした「地区別セミナー」や「男女共同参画フォーラム」等を開催した。

③ 平成23年度施策の目標値と実績値の比較	④ 平成23年度施策の成果指標の達成状況及び要因																																
<p>目標達成 ◎ 105%以上 目標をほぼ達成 ○ 95%～105%未満 目標を未達成 △ 95%未満</p> <table border="1" data-bbox="116 224 577 421"> <thead> <tr> <th colspan="3">平成23年度成果指標</th> <th rowspan="2">結果</th> </tr> <tr> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>11.0</td> <td>8.2</td> <td>125.0%</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>23.0</td> <td>29.7</td> <td>129.0%</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>29.0</td> <td>22.1</td> <td>76.0%</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> <td>49.0%</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度成果指標			結果	目標値	実績値	達成率	A	11.0	8.2	125.0%	◎	B	23.0	29.7	129.0%	◎	C	29.0	22.1	76.0%	△	D	3.5	1.7	49.0%	△	E					<p>A・DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合は、平成22年度と比較し0.8ポイントの成果低下となったが、本年度の目標を達成することができた。その要因としては、「DVまたはセクシュアル・ハラスメントが犯罪となる行為をも含む人権侵害である」という認識が市民に広がってきている一方で、近年、「デートDV」が社会問題化した結果、これまで潜在的であった被害者が顕在化してきたことがうかがえる。</p> <p>B・社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合は、平成22年度と比較し0.3ポイントの成果低下となったが、本年度の目標を達成することができた。平成23年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、平等感が最も高い分野は、「家庭生活」(33.4%)となっており、本分野においては、ワーク・ライフ・バランスの推進により、家事・育児等を分担する市民が増えたことがうかがえる。一方で、平等感が低い分野は、「社会通念・慣習・しきたり等」(9.3%)となっており、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習等がまだまだ根強いことがうかがえる。</p> <p>C・方針決定過程に参加している女性の割合は、平成22年度と比較し1.2ポイントの成果向上となったが、本年度の目標を達成できなかった。その要因は、附属機関等の委員に構成団体の充て職(会長職)が多いこと、及び自治会における女性会長の割合が低いことが挙げられる。</p> <p>D・市内の事業所における女性管理職の割合は、平成22年度と同水準で推移しており本年度の目標を達成できなかった。女性管理職が少ない理由の一つとして、「企業実態アンケート調査」において、「将来、管理職に就く可能性のある女性はいるが、現在のところその職に就くための在籍年数を満たしていない」等の意見が寄せられたところである。</p>
平成23年度成果指標			結果																														
目標値	実績値	達成率																															
A	11.0	8.2	125.0%	◎																													
B	23.0	29.7	129.0%	◎																													
C	29.0	22.1	76.0%	△																													
D	3.5	1.7	49.0%	△																													
E																																	

⑤ 基本事業の 目標達成度 (平成23年度目標と 実績との比較)	○=すべての目標値を達成 △=一部の目標値を達成 ×=すべての目標値を未達成			
① 女性の人権の確立を目指す環境整備	○	④		
② 真の男女平等の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	○	⑤		
③ あらゆる分野への男女共同参画の促進	×	⑥		

6 平成24年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)	7 平成25年度に向けた施策の課題・方向性
<p>■女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済のために、市関係部署を含め、DV被害者支援職務関係者研修を開催し、DVの実態及び法的支援についての理解を深め、関係機関との連携強化を図る。</p> <p>■政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため「霧島市女性委員登用推進要綱」による計画的な登用の促進を図るとともに、積極的改善措置の取組を強化する。</p> <p>■男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るために広報・啓発を行う。</p> <p>■男女共同参画社会の形成に向けた意識を醸成するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、広報・啓発・教育を行う。</p>	

基本事業No.	6-4-1	基本事業名	女性の人権の確立を目指す環境整備	基本事業 主担当課	企画政策課
---------	-------	-------	------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<ul style="list-style-type: none"> ・DVやセクシュアル・ハラスメント等の問題解決のために相談体制の整備等を図り、あらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた取組みを推進する。 ・性差別につながる性・暴力表現を扱ったメディアから青少年やそれに接することを望まない者を守る取組みを推進する。 ・女性の生涯を通じた健康を支援し、健康に関する相談や情報提供を推進する。 	
②対象	市民
③意図	あらゆる形態の暴力の根絶を図る。

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	13.8	13.7	13.6	13.5	13.4	13.3
				目標値	13.5	13.0	12.5	11.5	11.0	10.0
				実績値	13.5	8.7	8.4	7.4	8.2	
				達成率	100%	133%	133%	136%	125%	
				結果	○	◎	◎	◎	◎	
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

<ul style="list-style-type: none"> ・DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合を、基本計画の最終年度には、10%の率に引き下げることとした。 ・霧島市男女共同参画計画(平成19年度策定)に基づき、DVまたはセクシュアル・ハラスメントの問題解決のために相談体制の整備等を図り、あらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた取組みを推進する。

4 平成23年度基本事業の取組方針 **5 平成23年度取組方針の達成状況**

①女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済のために、関係機関との連携強化を図る。 ②相談事業の広報を効果的に行うため、市内の民間企業等にも相談窓口カードを配布するなど広報の充実に努める。	①DV被害者については、庁内関係部署及び県等の関係機関と連携して適切に対応した。(DV相談件数:43件) ①市内の高校において、「デートDV」をテーマとした参加型学習を行い、デートDV被害防止に努めた。 ①DV被害者支援体制の強化を図ることを目的に、庁内関係部署、人権擁護委員及び地域包括支援センター職員等を対象に、「DV被害者支援職務関係者研修」を開催した。 ①各地区民生委員、児童委員を対象に、相談対応能力の向上のため、「スキルアップ講座」を4回開催した。 ②女性のための無料相談の案内を毎月市報に掲載するとともに、11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、啓発ビデオの放映やパネル展を実施した。 ②女性用トイレに「相談窓口カード」を配置した。
---	---

6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合は、平成22年度と比較し0.8ポイントの成果低下となったが、本年度の目標を達成することができた。その要因としては、「DVまたはセクシュアル・ハラスメントが犯罪となる行為をも含む人権侵害である」という認識が市民に広がってきている一方で、近年、「デートDV」が社会問題化した結果、これまで潜在的であった被害者が顕在化してきたことがうかがえる。
--

7 平成24年度基本事業の取組方針 **8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

■女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済のために、市関係部署を含め、DV被害者支援職務関係者研修を開催し、DVの実態及び法的支援についての理解を深め、関係機関との連携強化を図る。 ■相談事業の広報を効果的に行うため、市内の民間企業・病院等に相談窓口カードやリーフレットを配布するなど広報の充実に努める。	
--	--

基本事業No.	6-4-2	基本事業名	真の男女平等の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	基本事業 主担当課	企画政策課
---------	-------	-------	------------------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<p>・男女平等に向けた教育・学習及び男女共同参画に関する広報・啓発推進し、市民、事業所、行政における意識の醸成を図る。</p> <p>・男女共同参画の視点に立って市の施策を見直し、また慣行等の見直しを促進されるよう働きかける。</p>	
②対 象	市民・事業所・行政
③意 図	固定的な性別役割分担意識の解消を図る

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
					成り行き値	目標値	実績値	達成率	結果	
A	社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	15.2	15.6	15.8	16.0	16.2	16.4
				目標値	17.0	18.0	19.0	21.0	23.0	25.0
				実績値	20.3	22.6	28.6	30.0	29.7	
				達成率	119%	126%	151%	143%	129%	
				結果	◎	◎	◎	◎	◎	
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

・社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合を、基本計画の最終年度には、25%の水準とすることを目指すこととした。霧島市男女共同参画計画(平成19年度策定)に基づき、男女平等の実現に向けた学習、教育の推進及び広報、啓発を行い、市民・事業所・行政における平等意識の醸成を図ることで、比較的成果水準の高い20代、30代の水準に近づけることとした。

4 平成23年度基本事業の取組方針 **5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

<p>①男女共同参画社会の形成に向けた意識の醸成を図るため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、広報、啓発、教育を行う。</p> <p>②「男女共同参画フォーラム」や「地区別セミナー」を開催し、男女平等の実現に向けた推進を図る。</p>	<p>①・②男女共同参画の基本理念に対する市民等の理解を深めるため、次のとおりセミナー等を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基礎講座(2回 48人) ・男女共同参画地区別セミナー(7地区 172人) ・男女共同参画フォーラム(311人) ・出前講座(6か所 114人)
---	---

6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合は、平成22年度と比較し0.3ポイントの成果低下となったが、本年度の目標を達成することができた。平成23年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、平等感が最も高い分野は、「家庭生活」(33.4%)となっており、本分野においては、ワーク・ライフ・バランスの推進により、家事・育児等を分担する市民が増えたことがうかがえる。一方で、平等感が低い分野は、「社会通念・慣習・しきたり等」(9.3%)となっており、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習等がまだまだ根強いことがうかがえる。

7 平成24年度基本事業の取組方針 **8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

<p>■男女共同参画社会の形成に向けた意識の醸成を図るため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、男女平等の実現に向けた広報・啓発・教育を行う。</p> <p>■ブロック別セミナー(牧園・霧島)(国分・隼人・福山)、地区別セミナー(自治公民館単位)を開催し、男女平等の実現の推進を図る。</p>	
---	--

基本事業No.	6-4-3	基本事業名	あらゆる分野への男女共同参画の促進	基本事業 主担当課	企画政策課
---------	-------	-------	-------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<ul style="list-style-type: none"> 女性のエンパワーメント支援を通じた計画的な人材育成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、地域や暮らしの実感を政策に反映させていく。 男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備やポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実施を促進するために、事業主等への理解を求める情報の提供を行う。 仕事と家庭の両立を支援するための各種制度の普及・定着に努めるとともに、家庭や職場・地域などにおける男女共同参画の気運等の醸成を図る。 	
②対象	市民・事業所・行政
③意図	方針決定過程へ女性の参画を図る。

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	方針決定過程に参画している女性の割合	%	県が依頼した女性公職参加状況調査	成り行き値	20.3	20.4	20.4	20.4	21.4	21.4
				目標値	21.0	23.0	25.0	27.0	29.0	31.0
				実績値	18.4	19.6	20.5	20.9	22.1	
				達成率	88%	85%	82%	77%	76%	
				結果	△	△	△	△	△	
B	事業所における女性管理職の割合	%	進出企業の従業員30名以上の市内事業所に対する調査	成り行き値	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.5
				目標値	2.0	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0
				実績値	1.9	2.6	1.9	1.7	1.7	
				達成率	95%	130%	76%	57%	49%	
				結果	○	◎	△	△	△	
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

基本計画の最終年度には、方針決定過程に参画している女性の割合を31%、事業所における女性管理職の割合を4%の率を目指すこととした。霧島市男女共同参画計画(平成19年度策定)に基づき、女性のエンパワーメント支援を通じた計画的な人材育成を図り、方針決定過程への女性の参画を図る。男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置の推進を図るために事業所への広報・啓発を図る。

4 平成23年度基本事業の取組方針 **5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

①政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため「霧島市女性委員登用推進要綱」による計画的な登用の促進及び関係要綱等へのクォータ制の明記を推進する。 ②男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置の推進及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るため広報・啓発を行う。	①附属機関等の委員の委嘱に当たっては、積極的改善措置(例:団体に推薦依頼を行う際、女性を推薦していただくよう配慮を求め。)に取り組むよう全部署に通知した。また、条例第16条に「男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。」旨を明記した。 ②市内事業者に対し「男女共同参画に関する企業実態アンケート調査」を実施し、事業所における積極的改善措置の推進及びワーク・ライフ・バランス等の取組状況等を把握するとともに、併せて、同措置等の周知・広報を実施した。
---	--

6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

■方針決定過程に参加している女性の割合は、平成22年度と比較し1.2ポイントの成果向上となったが、本年度の目標を達成できなかった。その要因は、附属機関等の委員に構成団体の充て職(会長職)が多いこと、自治会における女性会長の割合が低いことが挙げられる。
 ■市内の事業所における女性管理職の割合は、平成22年度と同水準で推移しており本年度の目標を達成できなかった。女性管理職が少ない理由の一つとして、「企業実態アンケート調査」において、「将来、管理職に就く可能性のある女性はいるが、現在のところその職に就くための在籍年数を満たしていない」等の意見が寄せられたところである。

7 平成24年度基本事業の取組方針 **8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

・政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため「霧島市女性委員登用推進要綱」による計画的な登用の促進を図るとともに、積極的改善措置の取組を強化する。 ・審議会等における女性委員の割合を上昇させるための手法(女性リスト資料の作成)等について検討を行う。 ・男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置の推進及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るため広報・啓発を行う。	
--	--